

令和6年度(2024年度)化学物質環境実態調査の進捗状況

令和6年12月20日
環境保健部化学物質安全課

1. 調査内容

(1) 初期環境調査

環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、化管法の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際の基礎資料等とすることを目的としている。令和6年度は、表1に示す物質を調査対象とした。

(2) 詳細環境調査

化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、高濃度が予想される地域を含む一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。令和6年度は、表2に示す物質を調査対象とした。

(3) モニタリング調査

化審法の第一種特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視すること及び POPs 条約に対応するため、条約対象物質等の一般環境中等における残留状況の経年変化を把握することを目的としている。令和6年度は、表3に示す物質を調査対象とした。

2. 精度管理

初期環境調査及び詳細環境調査においては、複数の分析機関が同一の化学物質の分析を行うため、分析機関間の差異及びばらつきが生じる恐れがあることから、これらを事前に把握し、対策を行うことを目的として、化学物質環境実態調査精度管理等業務を実施した。令和6年度の同業務の概要は以下のとおり。

- (1)共通の標準物質等(内標準物質及びサロゲートを含む。)を配布。
- (2)標準物質を一定量加えた試料を、各分析機関に調整した濃度を秘匿して配布し、各分析機関が適切な測定が行われているかの確認試験を実施。
- (3)有識者が一部の分析機関へ立入調査を行い、実施状況が適正であるか確認。

また、モニタリング調査においては単一の分析機関による分析であるが、過年度からの継続性を担保するため、国立研究開発法人国立環境研究所及び有識者が分析機関へ立入調査を行い、実施状況が適正であることの確認を行った。

表1 令和6年度初期環境調査対象物質

番号	調査物質名	調査媒体				要望施策
		水質	底質	生物	大気	
1	アリルアルコール				○	化管法
2	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン				○	化管法
3	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	○				化管法
4	ジフェニルエーテル（別名：フェノキシベンゼン）	○				化管法
5	トリブチルアミン	○	○			化管法
6	<i>n</i> -ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	◎				化管法
7	4- <i>tert</i> -ブチルフェノール	○				化管法 EXTEND
8	<i>N</i> -(<i>tert</i> -ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	○				化管法
9	プロパナール（別名：プロピオンアルデヒド）				○	環境リスク初期評価
10	りん酸トリエステル類					
	[11-1] りん酸トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)（別名：りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)）	◎				環境リスク初期評価
	[11-2]りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)	○			◎	環境リスク初期評価
	[11-3]りん酸トリブチル	○	○		○	化管法
	[11-4] りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	○				環境リスク初期評価

注：◎はその調査媒体で初めて調査するもの、○はその調査媒体で過去にも調査しているもの。

化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

表2 令和6年度詳細環境調査対象物質

番号	調査物質名	調査媒体				要望施策
		水質	底質	生物	大気	
1	アクリル酸及びそのエステル類					
	[1-1] アクリル酸	○			○	環境リスク初期評価 (アクリル酸の大気) 類縁混合物リスク評価の試行 (全物質の水質)
	[1-2] アクリル酸メチル	○				
	[1-3] アクリル酸エチル	○				
	[1-4] アクリル酸 <i>n</i> -ブチル	○				
	[1-5] アクリル酸イソブチル	◎				
	[1-6] アクリル酸 <i>tert</i> -ブチル	◎				
	[1-7] アクリル酸 <i>n</i> -オクチル	◎				
	[1-8] アクリル酸イソオクチル	◎				
	[1-9] アクリル酸 2-エチルヘキシル	○				
	[1-10] アクリル酸イソノニル	◎				
	[1-11] アクリル酸 <i>n</i> -デシル	◎				
	[1-12] アクリル酸 <i>n</i> -ドデシル	◎				
	[1-13] アクリル酸 <i>n</i> -オクタデシル	◎				
2	アルカノール(アルキル基が直鎖で炭素数が 10 から 16 までのもの)		◎			化審法 化管法
3	アルキル硫酸(アルキル基の炭素数が 8 から 18 までのもの)及びその塩類	◎				化管法

注: ◎はその調査媒体で初めて調査するもの、○はその調査媒体で過去にも調査しているもの。ただし、番号 2 のアルカノールについては 7 物質中 6 物質が初めて調査するもの。

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

表3 令和6年度モニタリング調査対象物質

番号	調査対象物質	調査媒体			
		水質	底質	生物	大気
1	PCB 類	○	○	○	○
2	ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○
3	ペルフルオロオクタンスルホン酸	○	○	○	○
4	ペルフルオロオクタン酸	○	○	○	○
5	ペンタクロロベンゼン			○	○
6	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン				○
7	短鎖塩素化パラフィン(炭素数が10から13までのもの)			○	○
8	ペルフルオロヘキサンスルホン酸	○	○	○	○
9	メキシクロル	○	○	○	
10	デクロランプラス(2物質)	○	○	○	
11	UV-328	○	○	○	